

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 8 月 27 日

水 曜 日

第 3806 号

目 次

告 示

○土地区画整理組合の事業計画の変更 1

訓 令

○富山県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令 2

公 告

○随意契約の相手方等の公示 3

○落札者等の公示 4

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 5

告 示

富山県告示第379号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1 項の規定により高岡市木津土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 8 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 組合の名称
高岡市木津土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年 8 月 24日から平成30年 3 月 31日まで
- 3 施行地区
高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部
- 4 事務所の所在地

高岡市木津 966番地 5

5 設立認可の年月日

平成21年 8 月 24日

6 変更認可の年月日

平成26年 8 月 27日

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年 8 月 27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第 8 号

本 庁

富山県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

富山県農業共済組合等検査規程（平成21年富山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県農業共済組合検査規程

第 1 条中「及び共済事業を行う市町村」を「（以下「組合」という。）」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 3 号中「組合等」を「組合」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中第 4 号を第 2 号とする。

第 3 条中「組合等」を「組合」に改め、「（市町村にあつては、当該共済事業に係る業務及び会計。第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において同じ。）」を削る。

第 4 条中「及び組合等別」を削り、「並びに」を「及び」に、「農業共済組合」を「組合」に改める。

第 5 条中「農業共済組合等検査実施要領」を「農業共済組合検査実施要領」に、

「組合等の」を「組合の」に改める。

第6条、第7条第2項、第8条並びに第10条第3項及び第4項中「組合等」を「組合」に改める。

第12条第1項中「農業共済組合にあつては」及び「、市町村にあつては市町村長その他の責任者1人以上」を削り、同条第2項中「農業共済組合にあつては」及び「、市町村にあつては監査委員」を削る。

第14条中「法第12条第1項に規定する組合員等」を「組合員」に改める。

第17条第2項中「組合等業務」を「組合業務」に改め、「農業共済組合にあつては」及び「、市町村にあつては市町村長に」を削り、同条第3項中「農業共済組合にあつては、」を削り、「回答書に」の次に「は、」を加える。

様式第1号中「(市町村)」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(農業経営課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により公示する。

平成26年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県立大学入試・教務システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立大学事務局総務課 射水市黒河5180番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年7月2日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山県富山市牛島新町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,572,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
富山県警察 I C カード化運転免許証関係機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額
187,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年6月4日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年8月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）魚津市江口・吉島地区商業施設

魚津市江口字東城1842番1 ほか38筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 店舗において小売業を行う者 北信越ジョーシン株式会社 ほか1

4 新設の日 平成27年3月15日

5 店舗面積の合計 2,930㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地西側ほか 160台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟西側ほか 30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟西側ほか 37㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟西側ほか 15.37㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時30分 ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間 ほか

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 西側ほか

(4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時～午後6時 ほか

8 届出の日 平成26年8月19日

- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年8月27日から平成27年1月5日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由